

平成 28 年度管財人等協議会協議結果

協議事項 1

適正・迅速な管財事件の処理に向けた裁判所と倒産手続に関与する弁護士との連携を深める方策（協議を行う場合の形態・参加者及び協議において取り上げるべき事項等や協議会以外の方法での情報共有や連携の在り方等）について

議長

弁護士会が主催もしくは弁護士有志で行っている研修や勉強会にどのようなものがあるか紹介していただきたい。

協議員

弁護士会と裁判所との連携という観点では、本協議会のほか、倒産実務協議会を行っている。倒産法委員会及び消費者保護委員会から委員を選定し、テーマもその都度準備を重ねて決めている。研修という観点では、札幌弁護士会の倒産法委員会として、年 1 回会員向けの倒産法の研修を行っている。テーマは会員の要望を聞いた上、タイムリーなものを選定している。

また、新たに会員に登録された弁護士に対し、管財人基礎研修を行っている。この研修では、管財業務の経験が豊富な弁護士 1 名のほかに札幌地裁民事第 4 部の裁判官、書記官を講師として招き、計 3 名で行っている。札幌の実例の紹介などもあり、若手弁護士からも好評である。その他に、消費者保護委員会の会員向けの研修や事務職向けの研修も行い、裁判官及び書記官を講師として招いている。また、日弁連ではウェブで研修を受けられる総合サイトを開設している。新人向けに倒産法分野等について e ラーニングを連続で 5 回程度の講座を行い、無料で視聴できるようになっている。その他、管財マニュアル、Q & A、覚書及び各種協議会の結果要旨を会員専用のサイトにアップ

している。

協議員

管財人基礎研修をステップアップしたものとして、事例報告会を行っている。比較的管財事件を多く経験している弁護士から、テーマ、時系列に沿った事例を説明している。裁判所にも参加をいただいている。

また、私的な勉強会としては、弁護士会、裁判所、大学の学者が持ち回りで報告する倒産法研究会を行っている。

議長

これらの研修及び勉強会でうまくいっている点、そうでない点、裁判所に対する要望等があればお聞かせ願いたい。

協議員

支部管内に事務所が所在する弁護士は、研修がすべて札幌で行われるので出席に苦勞している実情にある。先日、東京で日弁連の就職説明会があったが、修習生からも支部所在の事務所に勤務すると自己研さんが難しいのではないかという声もあった。

D V D や e ラーニングの方法で視聴できるようになった。しかし、そのためには講演を D V D 等に録画する必要があるが、外部講師などは断ることが多いと聞く。裁判所が講師の派遣をしているようなものは、D V D 等への録画につき前向きに検討いただくと助かる。

協議員

協議会のテーマを選ぶのも一苦勞という印象がある。また、法人の破産事件は増えているとのことだが、かつての大型中型と言われた破産事件が減っていると思われる。若い弁護士と話をして規模感の前提が違ふと感じることもあった。以前中型であったものが大型事件という感覚である。抽象的な論点設定をしたり、手続的なことの協議会

は今後もあってしかるべきと思うが、事件数も少ない中では、実際に申立てのあった破産事件を教材に使い、参加者で「何でこう処理したの。」「自分ならこうする。」など意見交換するのが理想的ではないのか。根本的に、実際にあった事件が、これから経験をつなぐ上で貴重なものとなる。担当者のみに経験をとどめるのは惜しい。できるだけ開示して、双方向で言いたいことを言い合い、議論するのも一方法かと考える。

議長

テーマの設定を含め、評価をお聞かせ願いたい。

協議員

文献や協議会を通じ、法律的な論点は出尽くしている感があり、協議会のテーマ設定が難しくなっているとの実感はある。ただ、協議会の開催回数を減らしたり、管財人基礎研修の講師として書記官のみならず、数年前から裁判官の派遣もいただくなど工夫し、好評である。裁判所の見方を生の声で聞け、情報提供の観点からも、よいものと考えている。

議長

裁判所から見た場合には、質疑応答を通じて情報を受けることができるとの観点もある。

次に、適正・迅速な処理に向けて、裁判所と弁護士の連携を深める方策を論じる前提として、管財人の立場からみて、申立代理人の準備不足等から管財業務、特に初動業務において支障を来し、適正・迅速な処理が妨げられた事例もしくは問題意識があれば紹介していただきたい。

協議員

申立代理人がどこまで準備するかという問題はあるが、個人的には

さっさと管財人がやりやすいようにまとめ、余計なことをしないで引き継いでほしい。申立代理人の事務は清算に入るための準備行為であるから、スピード感を持ってやってもらいたい。

協議員

管財人をやっていて、余りにも事件の内容がつかめないまま、開始決定がされた経験がある。目録を見ても調査中であるとか、追って報告するとかで、管財人候補者として申立代理人に確認しても、「管財人が調べてください。」と言われたこともあった。開始決定以後、非協力的な申立代理人もいるので、開始決定を出すタイミングについては、管財人候補者の意見を聴いていただく運用を継続していただくと、欲しい情報を申立代理人から獲得できると思う。

議長

管財人と申立代理人が、役割分担をきちんとするという趣旨であろう。

協議員

開始決定後、直ちに管財業務に入りたいので、申立ての段階で調べれば分かる情報は調べてから出してほしい。単純に早く開始決定がほしいとか準備が面倒くさいと言われるとちょっとと思う。可能な範囲での情報提供は必要であると思う。具体的には、労働債権の調査が手付かずな事案であった。一覧表はあったが、裏付け資料や正確な住所さえも調査されていないものがあった。実際、会社に行って書類をひっくり返すと資料が存在した。破産会社の代表者に尋ねると、遠隔地の申立代理人なので現地に來たことがないと言われたことがあった。

議長

その他に初動のペースが乱されたようなことはあるか。

協議員

非常にデリケートな問題であり、このようなオープンな場で、こういったテーマは協議会になじまないような気がする。個別の議論の場が必要だと感じていることを、一言述べておく。

事前準備をされすぎてしまうと、正しい処置であればよいが、そうでない場合もあり、管財人でないという立場上、手が回せないということもあり、やり過ぎる必要はないと思っている。

債権回収に直ちに着手したいのに、債務者一覧表に電話やファックス、住所さえも記載されていないと、管財人が帳簿から拾うことになってしまい、正直やりにくい。

特に、管財人が着手して1週間以内に調査を終えるような事項は、申立代理人においても調査可能であると思うし、近時、申立後、直ちに開始決定をする事件が散見される。一般論として、必要性について異を唱えるつもりはないが、事案に照らして見たときに、拙速であると思われるものもあるのではないかと思う。例えば、その1週間を、申立代理人において情報整理の期間にあてることができれば、申立書が充実し、ボタンも受けやすかったのではという問題意識を持っている。

議 長

そのような準備不足の場合、破産管財人が自ら調べるのか、申立代理人にお願いするのか。裁判所を通じて申立代理人に調査をするよう促すのか。

協議員

破産管財人が調査する。場合によっては、申立代理人に事実上の補助者になってもらうこともある。補助していただいて助かったケースとして、申立ての一両日中に仮処分を申し立て、執行停止を求める事案で、一緒に起案した事例があった。

裁判所

先程の話は、申立代理人が受任してから申立てまでが拙速であったという趣旨か、申立てから開始決定までが拙速であったという趣旨か。

協議員

私に管財人就任の打診がきてから、開始決定までが拙速であったという趣旨である。しかし、申立書を読む限り、緊急性を否定する材料がなかったので開始時期についてしかるべくということになった。

協議員

開始決定を急ぐ事案とさほど急がない事案に分かれると思われる。急がない事案についてどこまで申立代理人が準備すべきであるかという問題が出てくる。

管財業務は、財産換価業務、破産債権・財団債権その他債権調査及び弁済業務、その他業務に大別されると見ている。その他業務として、税金の特別徴収から普通徴収への切り換え、社会保険の諸手続、年度途中の解雇やその通知、許認可事業の廃止届等がある。開始決定後であれば管財人が行うこととなるが、申立代理人が気をきかせて事前にやっていただくと、財産換価業務、破産債権・財団債権の調査、弁済業務に集中することができる。

見通しという観点で、過去に従業員は解雇しているとの前提で引き継がれたが、従業員に聞くと、実際には解雇通知ももらっていないし、どの時点で解雇したのかあいまいな事案があった。この場合、破産管財人が解雇するが、開始決定の前後で財団債権になるのか、優先破産債権になるのかの違いが生じ、全体の見通しが狂ってしまうことになる。建設会社などでは産業廃棄物の存在が想定されるが、事前に何度も繰り返して確認した結果、存在しない見通しだったのに、開始後、実際に現場を見ると、産業廃棄物が出てきたりとか、大きな見通しに

影響する部分の調査はきちんとしてほしいと思う。

協議員

せっかくの機会なので一言申し上げる。破産事件というのは見通しが全然つかない。割と楽な案件と思いきや、違ったという案件が何件もある。申立後、多少余裕があるから、開始決定までしっかり準備しようと考えていたら、実は間髪入れず開始決定を出さなければいけない事案だったとかを多数経験している。私は、破産管財人は何がきても自分の責任ですべてやり遂げる気概を持って取り組むようにしている。申立代理人に多くを求めても限界があるので、管財人がきれいにしよう、申立代理人お疲れ様という気持ちで取り組んでいる。

議長

裁判所から、申立代理人の準備が良かった事例を紹介する。

裁判所

申立代理人が、自身の通常の調査に加えて開始決定後の管財業務の問題点を把握して、問題点の指摘、円滑な破産管財人への業務引継があると、申立代理人の準備がよかったという印象を受ける。この席では具体的な事例として、資産保全、公租公課庁との競争に関し、よかったという事案を紹介する。

まず、適切な資産保全の例として、戸外で保管せざるを得ない動産の保全という事例があった。これは、建築資材となる原木が、それなりの数量、戸外で保管されていた事案である。原木の持運びは、容易ではないとはいえ、取引先である債権者が、重機、大型運送車両を持ち込めば持去り可能な動産である。この事案の申立代理人は、法人代表者に対し、資産保全の重要性を説明し、債権者が容易に原木を保管している敷地内に立入りができないような措置をするよう指示した。また、管財人候補者に対し、破産手続開始決定前に、同候補者が破産

管財人に選任された場合は、直ちに現地に赴きこれらの資産を確保する必要があることを説明し、実際に現地に向かう日時の打合せをした。その結果、特に、取付け騒ぎや、債権者の原木持去りもなく、破産管財人が資産を無事確保した。

次に、公租公課庁との競争である。債務者の主だった資産は在庫商品と売掛金だけである一方、公租公課庁に多額の滞納があり、公租公課庁も債務者の売掛金の差押えを検討しているのではないかという事案であった。ご存知のとおり、公租公課庁が先に債務者の財産を差し押さえてしまうと、破産管財人はその財産に対して全く手出しができない。この事案の場合は、予納金の準備も潤沢ではなく、売掛金を回収できなければ、破産手続開始決定後の破産管財人の業務にも影響を与えかねないというものであった。

このとき、申立代理人は、今お話しした事情で開始決定を急いでいること、開始決定要件を疎明するのに必要な書類が準備できたところで申し立て、足りない資料は追完する旨を裁判所に連絡し、速やかな申し立てを行った。その結果、公租公課庁の差押えよりも先に破産手続開始決定がなされ、無事に売掛金は破産財団として確保された。

倒産事件の特徴として、申立てまでのスピードが、今後の管財業務が円滑に進む重要なポイントとなった事案として紹介した。

議 長

「格上げ事件」においては、通常管財事件で行われる引継書の交付がされない想定であること、また、開始決定後1か月以内に提出していただく着手時進行メモもなかなか提出されず、管財人の情報不足が心配される。

裁判所から「格上げ事件」についてどのような情報提供が行われているか紹介する。

裁判所

まず、同時廃止事件担当書記官から申立代理人への情報提供について紹介する。「格上げ事件」について、同時廃止要件を充足していない点、つまり、格上げ理由については、電話にて同時廃止事件担当書記官が申立代理人に説明している場合がほとんどである。

次に、管財事件担当書記官から管財人候補者への情報提供であるが、格上げ理由は、同時廃止事件担当書記官から管財事件担当書記官に書面にて引き継がれており、その書面を基に、管財事件担当書記官は、格上げ理由を電話もしくは書面にて管財人候補者に伝えている。

議長

管財人の立場から困った点や申立代理人への情報提供もしくは改善点についてお話しいただきたい。

協議員

申立代理人の立場から言えば、格上げ理由については担当書記官から説明を受けているので、補充事項はすべて管財人に提出しているし、管財人から要望があればそれに応じた調査及び上申を行っている。

議長

裁判所から申立代理人に情報提供したものがうまく引き継がれるかどうか。また、引継書がないので管財人が情報不足になっていないかという点が裁判所の問題意識である。

協議員

管財人の立場から「格上げ事件」の経験談をお話しする。私が多く担当するのは、いわゆる調査型で申立代理人の段階できちんとした調査がなされていない事案が多い。通常の管財事件と比べると資料等が不足していて、やりにくいことがある。調査型だと裁判所か

ら依頼を受けているので、まず、申立書を疑った上で記録を精査し、その上で資料が不足しているときは、申立代理人を通さず、破産者本人に集めてもらったり、登記事項証明書や戸籍は管財人として自ら集めている。申立代理人にお願いすることは特にない。

議長

裁判所に対する要望はないか。

協議員

引継書を整理した上で書いてもらうというのも一つの方法であると思われる。格上げ理由を言われて、申立代理人として再度調査させてほしいと申し入れ、調査した結果、格上げにならなかったというケースもあった。調査型であれば、申立代理人がしっかり調査を行えば、同時廃止になる可能性もあり、そういう最後のチャンスとして開始前の段階で補充書の提出を裁判所から求めることはあり得るのではと考える。

裁判所

財産調査型で比較的よくある例として、個人事業で事業形骸化のため個人事業主を同時廃止手続として申し立てをした事案で、裁判所が「格上げ」した場合において、管財人として引き継ぎなどで苦労した点や問題点があれば、ご教示いただきたい。

協議員

確定申告をしていない個人事業者においては、とっかかりとなる資料さえもなく、ヒアリングをしたり、自宅の様子を見に行くしかない。ヒアリングをして、事業の内容を聞き、そのような事業をやっているのであれば、こういうものがあるのではとか問いかけをして聞いていくしかない。特に帳簿類も、やめてから年数が経っているのであれば散逸していることもある。

協議員

以前、格上げ事件を担当したときに担当書記官から、こういったところを調査してほしいと連絡を受けたことがある。ポイントを絞って事前に連絡をもらえれば、申立代理人なり破産者本人なりから聴取するのが簡単になるので、そのように連絡をいただくと助かる。また、過去に、申立代理人が裁判所には提出しているのに、管財人には提出してくれない資料があったという事例もあった。書記官から、管財人に口頭で構わないので、申立書以外に追加でこのような書類が提出されていますと教えていただけると助かる。

議長

申立代理人の考える調査事項と破産管財人の考える調査事項のギャップがあることはあるか。

協議員

そもそも申立代理人は同時廃止手続でできるという考えなので、こちらから調査をしたいとお願いしても「準備していません。」「裁判所に提出しましたので知りません。」と言われたことがあった。そのような場合は、破産者本人から直接いただくほうが早いし、裁判所にすでに書類が提出されているのなら、書記官に連絡をして閲覧させてもらうようにしている。

議長

現状としては、同時廃止事件担当書記官が申立代理人に「格上げ」になる旨の連絡をして、さらに管財事件担当書記官からは管財人候補者に連絡が行くという流れになっている。申立代理人は格上げ理由について理解はされているということでしょうか。

協議員

そのとおりである。

裁判所

管財人は、法文上、裁判所が選任・監督するものとなっているが、実際の破産実務は管財人の健全な裁量にお任せし、事細かに裁判所から具体的に指示を出すというのは想定していない。無論、重要な点については随時ご相談をいただいているところではあるが、一見すると細かく、裁判所が気づかないようなところに管財業務全体の隘路となるような点があることも起こりえると思う。その意味で、個別の事件における情報共有の重要性があるだろうということで、本日、ご議論いただいた。

申立代理人の準備については、様々なスタンスがあるということだが、本日の議論の中からも出てきたところであるが、適切な情報を適切な形で共有して、管財業務を適正かつ迅速に終わらせることが求められる。この点については開始決定のタイミングも含め、本日の議論も踏まえて、今後、検討していきたいと考えている。一方、個別の事件を離れたところで、一般論やあるべき破産事件の姿という大所高所の見地から管財業務を見直し、理論的根拠等を検討する機会として、このような裁判所対弁護士会といった組織的な意見交換会が重要であると考えている。

ただし、本日、意見のあった規模、在り方、取り扱うテーマの具体性については、様々な濃淡やニーズがあるところも伺えたので、本日出された意見を踏まえて、裁判所と弁護士との連携を深めるための様々なチャンネルの可能性を模索していきたい。本日皆様から伺ったご意見を踏まえ、裁判所も検討させていただきたいと思っている。

協議事項 2

破産管財人候補者の育成について更なる課題への対応策について

議長

裁判所から管財人候補者 O J T の試行の現状について説明を行う。

裁判所

昨年度から、一定以上の規模や複雑さを有する法人管財事件について、経験の比較的浅い破産管財人候補者に対し、研修及びマニュアル等からは習得しがたい実践的な知識、技能を経験してもらうことを目的として、管財人代理の制度を柔軟に運用する O J T を実施している。O J T に相応しい事件があった場合、ベテランの破産管財人と破産管財人代理で管財業務を行うことになる。O J T の対象となるのは、負債総額 1 億円以上、配当で終結予定、売掛金回収、不動産売却、賃貸借物件の明渡し、仕掛工事の処理、否認等の管財業務が予想される中規模以上の法人事件である。

今年度、法人事件で破産管財人代理を許可した事件は 7 件あり、その事案内容は、①否認対象行為のある中古自動車・スクラップ販売業、②店舗数が多く建物の明渡しに困難が予想される外食産業、③負債総額が大きく仕掛工事が多数あった建設業と④その子会社、⑤デパートに出店していた食品販売加工業、⑥破産財団に関し、控訴審で係属している訴訟事件があった水道設備資材販売業、⑦債権者申立ての空調設計・施工業である。

議長

2 組の管財人候補者 O J T をご経験されている方に、事案の概要及び感想を述べていただきたい。

協議員

1 件目の破産会社は、下水道設備や資材の小売を業とする会社であ

る。主な管財業務は4つあり、1点目は70件あまりの売掛金の調査回収、2点目は資材の在庫調査及び売却、3点目は本社工屋の任意売却、最後が特殊であるが、この破産会社は、破産手続開始決定前に破産会社が債権者となり、売掛金請求権を請求債権として債権仮差押命令を得たが、本案の一審で敗訴し控訴した段階で破産手続開始決定がされた事案である。本件では控訴を取り下げて敗訴を確定させて、仮差押えの担保の供託金について担保取消しの申立てをしたところ、債務者の方から違法な仮差押えによって損害を被ったとして、破産管財人が被告になって供託金還付請求権存在確認請求訴訟を提起され、こちらでも被告として反訴を提起して訴訟対応したという事案である。

業務遂行状況について説明する。この事件では管財人代理として同じ事務所の弁護士経験5年目で複数の自然人の管財事件の経験はあるが、法人管財事件の経験のない弁護士を選任し、共同して業務を遂行した。70件あまりの売掛金の調査と請求権が存在するものについて回収行為を行うに当たっては、1件ずつ、会社の資料に基づいて請求明細書を確認し、これを請求文書に添付して請求する必要があったが、この業務を共同で行うことによって迅速に処理できた。また、訴訟についても、管財人代理を訴訟代理人とし、共同で訴訟行為を行い、主張立証を集中して行い、最終的には和解で終局した。共同で行うことで、売掛金の回収、不動産の任意売却も含めて7か月あまりで管財業務を終えることができた。

もう1件は、6年分の公租公課を含む多額の債務の支払を怠ってきた空調設備の会社とその代表者が、債権者から破産を申し立てられた事案である。主な管財業務としては、債権者の調査、競売で落札された本社工屋の迅速な明渡し、会社の実態と関連会社の調査、会社の資産内容の調査である。

当初より多額の債務があることがうかがえたが、代表者の協力がどこまで得られるか不透明で難航することが予想されたので、先程の弁護士と、別の事務所の6年目の弁護士計2名の選任の許可をいただいた。業務遂行状況だが、開始決定前に債務者審尋を2度行い、その段階から管財人代理候補者を同席させ、情報共有して進める形とした。

開始決定後、本社家屋の敷地の賃借人や競売の売却先との協議、本社社屋の占有者の排除、多量の産業廃棄物の処理等、これらを共同して2か月半程度で集中して行った。債権者及び債務者の調査についても、申立債権者が全く情報を持ち合わせておらず、開始決定段階では全く不明であった。破産者代表者からも情報は得られず、帳簿も全くないような状態であった。独自に調査したところ、会社では50名、個人では30名の債権者が判明した。配当の見込みはない事案だったが、一応債権額の調査も行った。資産調査も決算書類が直近のものがなかったので、これを会社資料とともに分析して共同で調査を進めた。破産者代表者が気難しい方で、面談、事情聴取は慎重に進めないとトラブルが生じる可能性があったので、原則として、共同で行った。

共通した感想として、破産管財人が、管財業務を迅速適正に進める観点からは、代理人選任の許可をしていただいて適正、迅速に進めることができた。

一方、若手管財人の育成という観点からは、私個人としては、管財人代理に対して、あえて指導しようとか育成しようとかいう意識をあまり持たずに接している。管財人代理を経験することによって、何を学び、何を修得するかは、あくまで代理となる本人の姿勢の問題であると思っている。破産管財人としては、共同の作業をして可能な限り情報を共有し、問題点や処理方針について認識を共通する。できる限り共同作業をすることを意識して、また、提出する書面もできる限り

目を通してもらって把握してもらうことが必要であると思っている。そのような観点から破産管財人と管財人代理との定期的なミーティングの機会をできる限り持ち、意思疎通を図るようにする。破産者や関係者との面接等については、折衝の仕方を経験してもらうためにできる限り立ち会ってもらう。業務遂行していく上で、問題点や文献を調査しなければならないものは、可能な限り管財人代理に文献等にあたり調査してもらう。さらに、起案の一部も担当してもらう場合は、真っ赤になるぐらい添削をする。なぜ、そこを直さなければいけないのかを考えて学んでもらう。管財業務は神経をすり減らし、苦労したり、悩んだりすることも多いので、共に苦労する中で、自ら何かを学んでもらえれば、それが結果的に育成につながるのではないかと思っている。

協議員

先程紹介のあった事案は、管財人代理として、今まで扱ったことのない大きな事件、しかも生の素材を自分の手の中において、緊張感を持って扱えるということで大いに勉強になった。珍しい訴訟に携わったという点もあり、その訴訟をどのようにまとめていくか、管財事件の見通しについて、破産管財人に管財人会議の中で事細かに教えていただき得ることが大きかった。細かい指導は何もしていないと、先程おっしゃっていたが、実際には随所でここが間違いやすい点だよと教えてもいただき非常に勉強になった。また、債権者申立ての事案では、破産者代表者が協力的かどうかという点があり、そのような方と関わる場合に、どこまで押してどこで引くかという、さじ加減を学ぶことができた。どのように学んだかという、これも同じ事務所にいたことが大きかった。電話のやりとりを同じ部屋で聞いていて、電話が終わった後、こういうやり取りをしたのは、このときには強く出たりす

る場合であるなど、その都度、教えていただいた。管財人代理として経験したこの2件の事案は非常に勉強になった。

協議員

法人について3件、代表者個人を含めて5件管財人代理の選任の許可をいただいているが、法人の事案について紹介する。1件目は中古自動車の販売と鉄スクラップの廃棄処理を事業としている会社である。入所間もない同じ事務所の勤務弁護士を管財人代理に選任した。初めての経験ということもあり、どちらかといえば見学コースのような位置付けとしたが、ただ見ているだけでなく、現地確認させたり、各種の面談に立ち会わせるという経験を踏ませるところから入った。

本件では直前の不動産の処分、自動車の処分の問題が大きく、その処分の否認ができるかどうかを調査するということが重要な管財業務であった。この2つの否認調査については、かなり深く関わってもらった。

不動産の処分は、破産管財人が指導して報告書までまとめるところまで持っていき、自動車の処分は、かなり主体的に調査及び報告書初稿の起案を担当させた。自動車は、申立段階では調査対象の車両数は10台未満であったが、実際には22台あったので、一覧表を作成させ、対象資産が何かという特定、どういった経緯で入手したのか、いくらで購入したのか、どこにどのタイミングで、いくらで売却したのか、その際の売却目的は何か、売却相手から認識にかかる聴取結果等を一覧でまとめることを軸とした起案をさせた。

このように、1件目は、破産管財人が主体に行って、それをサポートするような位置付けとした。

2件目は、水産加工食品の製造と販売を業とする会社である。比較的歴史のある会社であった。申立段階では、売掛金の調査集計ができ

ていなく、従業員は解雇済みだったが、離職の手続が全く準備できていなかった。また、売掛金の調査に従業員の協力がどうしても必要で、拠点も複数箇所あったので、五、六名の元従業員に補助者として手伝っていただいた。その過程で管財人代理には、売掛金回収の進ちょく管理、労働債権の金額確定に向けた従前から破産会社と取引のあった社会保険労務士との連絡調整、それを踏まえた労働債権立替払の申請書の起案まで関与させた。最終的には破産管財人が点検したが、手続きに関与させ、体験させた。加えて不動産の決済も数件あり、売却価格の決定や担保権解除の条件設定等の交渉は破産管財人が決めていたが、最後の1件については、決済についても一人で行わせ、私も立ち会わずに交渉させた。ただ、行けばいいような儀式的なものであったとしても、一人で経験することも必要かと思い、そこは任せることとした。

3件目は、管財人代理の選任基準からするとふさわしいかどうか疑問ではあるものの、経験のために破産管財人代理として関与させた。この事件では法人も代表者個人もいずれも申立てがなされた。この事案では代表者が高利貸しからお金を借りていて、過払金返還請求権が立つかどうか、また、法人については高利貸しと目される方からある請求を受けていて、その請求が成り立つかどうか調査することが業務であった。債権調査は留保されていたが、当事者との関係では逆にこちらから請求できる債権も成り立つのではと考えられ、いずれの債権も成立するのであれば、清算した結果どうなるのか、その把握のために相手の主張に対する詳細な検討が必要なので、やや特殊と思われる相手方について債権債務関係を法人及び代表者に調査しなければならない。これが大きな課題の一つであった。このために相手方代理人弁護士との連絡交渉、代表者からの情報収集、関係各方面への照会、事

情の整理，それらに基づいた報告書の起案についてかなり深く関わらせた。心構えとして「自分の管財事件だと思ってやりなさい。」というスタンスで指導した。書面を修文する際には，なぜ，ここを修文するのか，あるいは修文する前に，ここを調べて欲しいとか，この事実が抜けているとか，論理が飛躍しているとか，脚注にかなりコメントを書き込んで指導をしており，原型をとどめないぐらい手直しをしている。口頭で説明することもあるが，後で残るような形で書面を仕上げ，その過程で少しずつトレーニングをしている。ただし，このような手法は管財事件に限ったものではなく，指導の一環として行っているものであり，特別な手法を使っているという意識はない。

協議員

大変恵まれた環境下で，3件の法人管財事件に関わる事ができた。自分としては水産加工会社の財産の換価，労働者への支払いや立替払の業務を通じて，破産手続を一通り経験した後に，鉄スクラップ会社の直前処分の調査に関わったときに，自分が今，どうしてこのタイミングで何をしなければならないか，そのためには何が必要かをより主体的に考えながら業務を遂行できたと考えている。

議長

協議員から問題意識を提案していただく。

協議員

問題意識というよりは，提案もしくは意見となるが，若手管財人の育成という観点から思っているのは，破産管財人代理候補者について裁判所から推薦できないか提案する次第である。理由は，私は既に独立しているので，ボス弁から振ってもらおうという状況にはない。また，倒産法委員会にも所属したことがないので，先輩弁護士とも面識がないという事情もある。そういう中で破産管財人代理として関わるとい

うこともないので、格上げ事案や小さな法人管財に関われても、なかなか複雑な法人管財事件には関われないという悩みを持っている。これまでも別の事件に関わっている破産管財人同士で協議しながら進めた件もあり、自分が持ち合わせていなかった視点を指摘されるなど、大いに勉強になり、有意義なものであった。過去に法人管財事件を担当したときに、衣料品を売ることがあったが、売却方法について悩んでいたところ、たまたま、別の衣料品に係る法人の管財事件に携わっていたベテラン弁護士のところへ、飛び込みで相談に伺い、ご意見を伺ったことがあった。

育成の観点からは、とてもよい制度だと思う。ただ、法文上は破産管財人が破産管財人代理を選任することを承知しているが、倒産事件にたけた弁護士と面識のない弁護士にも、複雑な事件に関与できる機会が増えるとよいと思う。最終的には管財人が選任するので、自分としては知っている弁護士の方がよいから、他の弁護士を管財人代理として選びますよということもあり得ると思うが、裁判所から事実上の推薦というか、選択肢として、この方を選任してみてもどうかぐらいの運用があってもよいのではと思った次第である。

議長

なかなか裁判所が推薦するという形は公平の観点からも難しいのが実情である。ただ、選任の許可申請があったときに、特段の事情のない限り、不許可をするという運用はしていない。他の事務所の弁護士も選任するのも大所高所からは、望ましいものとする。

協議員

旧破産法当時の話であるが、競走馬の牧場が破産したときに、管財人候補者となった所属事務所のボス弁に、宣告前に裁判所から常置代理人を3名つけてはいかがですかという打診があった。その際に私も

代理人となり管財業務を勉強させていただいた経験がある。特徴的なところとして、馬が二百数十頭いたので、しばらく牧場経営を管財人がしなければならなかったことがあり、給与の支給、餌代の支払いなどが数か月続き、預かっている馬は持ち主に返し、破産会社の馬は全て売却した。最終的には、配当で終結に至った。毎週、破産管財人と常置代理人が集まり会議を行った。当時、初めて経験する管財事件であったが、その会議を通して3人の先輩の話を聞きながら、考え方や対処方法などを学ばせていただいた。管財人代理を選任するに当たっては、管財業務の在り方を破産管財人が示していくことによって、若手弁護士に学んでいただくことが重要だと考えている。このことは、今日でも通じ、管財人代理をつけることで、管財業務を学べるということが大事なことであろうと思う。

協議員

先程、電話のやりとりをつぶさに観察できたことが一つの勉強になるとの話があったが、先般、離れていた弁護士同士の机を近い席に配置を換えた。同じ事務所で先輩弁護士の日常業務を見ることで何らかの材料にして欲しいと期待している。裏返せば、違う事務所であれば、起案や週1回のミーティングで情報共有は可能だろうと考えているが、日常的に自分が何をしているのかということをつぶさに見てもらうことが、実は非常に重要であると思っているので、他の事務所の弁護士と共同で行う場合に、どうしても埋められないところがあり、そこをどう乗り越えていくかが1つの課題である。

協議員

管財人代理育成OJTの理念としては、他の事務所の弁護士を関わらせるとの点もあったかと思うが、同じ事務所の弁護士を管財人代理に選任した場合、仮に、同じ事件で違う事務所の弁護士を管財人代理

に選任した場合とで育成に差が出るか。

協議員

伝えられることのボリュームについては影響があると思う。逆に管財人代理となっている者が、どういうやり取りをしているかというのをつぶさに見聞きできることから、リアルタイムで問題点をフォローすることができる。ただ、これはあくまで管財経験年数がほとんどない場合で、ある程度の管財経験があれば、違う事務所の弁護士を管財人代理に選任しても支障はない。

協議員

先程の債権者申立ての事案では、2人の管財人代理を選任したが、うち1人に別の事務所の弁護士を選任した。裁判所には私から3名の方のお名前を示し、裁判所で検討していただいた結果、どなたでも結構ということとなり、引き受けてもらったというのが経緯である。一番は相性の問題である。意思疎通や姿勢を共通にできない場合は、管財業務に支障をきたす場合がでてくるのではないかと思われ、そこを乗り越えるのは一つの課題である。必ずしも同じ事務所にこだわっているわけではない。

協議員

育成OJT対象事件を2件担当したが、1人事務所のため、いずれも法人管財の経験がない外部の弁護士2名を管財人代理に選任した。育成OJTの趣旨を踏まえ、倒産法委員会での顔見知りとか通常の管財事件の経験のない方に入ってもらった。相性とかは余り考慮しなかった。電話対応をつぶさに見てもらうとかは難しいものの、やるべき作業をエクセルシートにし、全体を一覧にして、やるべきことを明確にして担当を決めたり、外部交渉のときは必ず同行させるとかした。それなりにためになったのではないかと考えている。

裁判所

管財人代理の立場で、法人管財事件におけるＯＪＴを通じ、同じ事務所にいることで新たな学びの方法があったかどうかについて伺いたい。

協議員

破産者との対応や債権者との対応での押し引き、通常の事件では余り体験したことのないような非常に微妙なさじ加減だと感じた。書籍をいくら読んでも得られるものではなく、体験を踏まえ、ここで厳しく言ったのは、こういう理由があるからだ、後で指摘していただくこともあり、この点は管財人代理ＯＪＴならではのこそというものであった。

議長

支部における管財人候補者の育成について、本庁から支部支援の実情を紹介する。

裁判所

本庁から支部に対する支援として、資料配布、支部における担当者打合せ、レファレンスサービスがある。

資料については、書記官事務に関し、本庁で使用している事務処理マニュアルを管内支部にも配布している。

また、毎年５月から６月にかけて、異動直後の倒産事件担当者と事務処理方法、手順等を点検、確認の上、意見交換をすることにより、適正・迅速で安定的な事務処理態勢を構築するための支援を図る目的で、本庁の破産再生係の総括主任書記官と主任書記官が分担して管内支部に出向き、支部の倒産事件担当者と事務打合せを行っている。また、毎年秋に実施される書記官事務査察においても、倒産事件担当者と本庁査察担当者が事務処理上生じた疑問、質問に関して、回答した

り意見交換を行っている。

最後に、より日常的な支援として、レファレンスサービスを行っている。これは、執行、保全、倒産等、民事第4部が担当する事件について、当庁管内支部または道内の他の本庁、管内支部から事件処理に関する照会をメールで受け、本庁の担当者がその回答案を作成し、担当裁判官が回答案の内容に目を通した上で、照会のあった支部等にメールで回答する制度である。具体的な事件の中身には一切立ち入らず、運用、法律解釈など本庁が持っている情報を共有していく制度である。

議長

各支部による独自の育成及び取組の実情を伺いたい。

室蘭支部参列員

管財人代理を選任する方法による育成は行っていない。独自に勉強会も行っておらず、育成については実際の事件処理を通じてがメインとなる。ただ、例えば、期の若い弁護士に初めて管財人を依頼する場合には、いわゆるボス弁に目配りをお願いし、御了解を得てから選任することもある。法人管財事件としては、小規模なものがほとんどであるが、中規模以上又は事件複雑な事案のときは、本庁の主任書記官に相談の上、札幌の弁護士をお願いしているのが実情である。支部独自としては、大規模事件や複雑困難事件に対応できる中堅クラスの管財人候補者育成のニーズは、高くないのが実情である。

苫小牧支部参列員

当支部も具体的な事件処理を通じた育成を行っており、勉強会などの独自の取組みはない。若手育成の観点から、ある程度、申立代理人を経験されている方で、特段、問題が見受けられなかった弁護士に、比較的容易な事件から選任している。例えば、格上げ事件などで予想される業務が自由財産の拡張程度とか、免責調査型とかを経験しても

らい、将来的には中堅、ベテランとして法人事件に対応できるように徐々に難易度を高めつつ経験を積んでもらっている。

小樽支部参列員

当支部管内に若手の管財人候補者がおらず、現状では、勉強会などの独自の取組みは行っていない。大型事件や複雑困難事件にも対応可能な中堅管財人育成のためには、法人管財事件の処理を通じて経験を積ませることが肝要だと考えているが、管内において候補者となり得る者が申立代理人となることが多く、また、候補者自身の繁忙度や大型事件などに対応できる事務所の態勢などを考慮すると、必ずしも適任の管財人候補者を選任できる状況にはない。札幌と地理的に近接していることから、現状として札幌の弁護士を選任することも少なくないが、今後とも、中堅の育成については、ふさわしい事件が係属した場合に、可能な範囲で、管内の弁護士に管財人としてお引き受けいただくよう工夫していきたい。また、札幌の経験豊富な管財人を選任した場合は、その際の事件処理方法を当庁としても蓄積し、今後の事務処理のため共有していきたい。

岩見沢支部参列員

事件を通じたOJTという形で育成を図っている。管財人代理については、平成26年から平成28年まで毎年1件ずつ選任している。また、概ね全事件の6割強は弁護士経験10年以内の弁護士を管財人に選任している。選任については、本庁管財係と連絡を密にして相談しながら選任している。

議 長

弁護士会で支部における育成につき独自の取組みはあるか。

協議員

私が知っている限り、支部の弁護士同士で管財事件に関し勉強会は

行われていない。

室蘭支部では、支部の若手弁護士に管財事件を割り振っていると実感している。事件を通じて成長していくというのが望ましいので、若手を選任することに裁判所側で考えるところがあるかもしれないが、破産申立書の完成度を参考に、これまでどおり支部若手の弁護士を簡単な事件からで構わないので選任して欲しいと思っている。

支部での特徴は、破産係との距離の近さである。雰囲気はフランクで人数も少なく、別件のついでに気軽に相談に行け、回答もていねいにいただけるので、そういう中で成長もしていくことができる。支部の人間としては、今後も、選任については、御配慮をいただきたいと考えている。

協議員

管財事件の王道は、常日頃、小さな判断をその場その場でしながら、最終的には、どんな事件でも死ぬほど考えなければならないテーマが二、三あると考える。

決断とは、人のものを見るのではなくて、自分の問題として受け止めて、自分の責任で決断をするということ以外、成長の途はないと思っている。

事件すべてをまかせてはどうかと思う。だめならば解任すればよく、そのような思い切りも必要だと考える。

協議員

本庁の管財人代理の話を聞いてうらやましく思う。支部にいと、本庁も含めた他の弁護士の管財人代理になることは、まずあり得ない。自分の能力が頭打ちになるのでないかという不安が正直ある。

従前、本庁の管財人代理を経験した弁護士が、私が申立代理人となった事件で、特殊な法人管財事件で負債額も大きい事件の管財人に選

任された事件があった。申立段階でも不明点が多かったが、迅速に処理されていた。支部では、そのような管財人の仕事の進め方を見て、申立代理人として、自分が申立段階で気付きのなかった点も分かるし、一緒に仕事をする事で成長できることもあると考える。

議長

管財マニュアルの使い勝手について伺いたい。

協議員

前回の改訂に関わったが、日数も経ち情報が古くなってきたと感じる。例えば、今どき電話加入権を買おうという人はいない。また、配当の種類については、簡易配当が主流のような書きぶりだったがと思うが、今は同意配当が主流になっていたり、少し実情に合っていない点もある。

協議員

申立代理人から管財人に対する引継書について、代表者個人の債務処理について、ガイドラインという選択肢も加えるのが望ましい。

全体として「締日」や「支払日」の観点の記載がないのも気になる。

例えば、決算期を記載するとか、直前の申告をいつまで行ったのかも記載して欲しい。また、労働債権については、いつ締めでいつ払いかの記載欄を設けて欲しい。

裁判所

管財人マニュアルに書いてある記載事項が細かすぎるゆえに、破産管財人として悩ましい箇所があるか。あるいは、本来であれば記載がなくてはならないところが抜けていて、困ったことはないか。

このようなマニュアルの位置付けや在り方、記載の濃淡について意見があれば伺いたい。

協議員

管財マニュアルの位置付けとして、私自身としては、大まかな基準としてとらえているので、書き方が細かくて、こちらが動きづらいか、書き方が大まかすぎて、どう動いてよいのか分からないという経験はない。

協議員

不満は感じていない。むしろかゆいところに手が届くものと感じている。管財マニュアルだけではなく、条解、注釈及び東京地裁の実務本も参照し、それで分からなければ書記官に相談するし、次第によっては、裁判官にも相談に乗っていただくやり方を取っていて困ったことがない。

改訂が必要だとまでは思わないが、弁護士会のサイトにアップされている管財マニュアルでは、本文と協議会の要旨がリンクされており、必要であればただちに本文から協議結果要旨にたどり着ける仕組みとなっている。しかし、近年の協議結果が反映されていないので、本文を見ていても、その議論状況の有無や、その結論要旨がただちに分からない。もちろん、倒産実務協議会等の結果要旨からたどればよいが、さっとたどり着きたいときにたどり着けない。

近年の協議結果が反映され、これとマニュアル本文の関連個所をリンクすれば、実務のツールとしての使い勝手が増すと思った。

協議員

管財マニュアルは当初は印刷物として配布していた。ただ、人数も多く、コストもかかるということで、会員専用サイトにアップしている形になっている。書籍の状態でアップしているので、プリントアウトしないと使い辛い部分がある。引き続きサイトを利用して掲載するとなると、書籍スタイルではなくて、項目スタイルで整理して、改訂

も項目ごとにやっていくということはあるかなと思われる。

裁判所

管財人の育成というのは、ご承知のように、管財事件における永遠のテーマともいうべきものである。一方、育成のためには、困難な管財業務が含まれるような事件が必要となるところであるが、昨今の事件動向からするとそのような事件自体が減少しているところである。このような問題意識から、弁護士会のご協力もあり、大型事件におけるOJT制度など、ご経験の豊富な管財人から中堅管財人へのノウハウの承継が図られていたところである。このような背景を踏襲した上で、本日は、昨年同様、OJT制度を利用した体験談を伺い、非常に良いノウハウの承継の機会が生まれつつあることを感じる一方で、管財人代理の選任など、いくつかの問題点もご指摘いただいた。この制度をよりよく発展させるため、今後とも、管財人の先生方にはご協力をお願い申し上げたい。

一方、管財事件を初めて経験するような若手へのノウハウの承継、北海道において問題となる支部における要請といったテーマもご議論いただいた。公刊物等に記載されている他庁の取り組みなども参考にした上で、足腰の強い管財人を育成し、札幌管内における管財業務の屋台骨をより太いものにするためにも、これらの問題については、今後、弁護士会とともによりよいあり方を模索して参りたいと存じる。協議問題1とも関連するところであるが、管財人の育成のためにも、弁護士会と裁判所が今後も忌憚なく意見交換をできるよう、ご協力をお願いしたい。

協議事項 3

破産手続における個人情報の適切な管理について

議 長

裁判所から、破産・再生事件において秘匿の希望が出された住所等の取扱いについて、実情を紹介したい。

裁判所

破産事件の申立人（債務者）が、DVや犯罪等の被害者であり、現住所などの情報が加害者に知られると申立人自身やその家族等の生命ないし身体に危害が加えられる可能性がある場合等、申立人が、破産手続においてその現住所等（秘匿情報）の秘匿を希望する上申書を破産裁判所に提出することがあり、その上申を受けて破産裁判所では、担当裁判官が秘匿することが相当と認める場合には、現住所等の秘匿を認めて破産手続を進行させることがある。このような事件を秘匿事件と呼んでいる。

秘匿情報としては、現住所及び現住所を推認させる情報が一般的で、現住所を推認する情報としては、生活保護支給決定通知書に記載されている「区」の表示や「区長の氏名」、預金通帳の写しに記載されている取扱店番（キャッシュカードにより現住所の近くの支店で現金を引き出すと通帳に記載される取扱店番号）などがその例になる。

本年度、管財事件で秘匿を認めた事案が1件あった。

事案は、遺産分割未了の不動産があるなどとして管財事件として破産の申立てを行った申立人が、平成27年5月当時、婚姻中の夫からDV被害に遭い、当時居住していた札幌市豊平区の保健福祉部長に対し、緊急保護の申出を行い、一時保護施設で生活を始めて別居を開始、その後、夫に現住所を明かさないまま、離婚訴訟を経て離婚、破産申立てに至っているというものである。申立人には、元夫に対し、請求

すべき債権が90万円程度あり、元夫は本件破産事件の利害関係人にあたり、記録の閲覧をされると現住所が知られるおそれがあった。そこで申立人の生命や生活の平穩を維持するため申立人の現住所及び電話番号並びに現住所が推認される情報（区の表示、区長の氏名の表示、取扱銀行支店番号等）の秘匿を希望したというものである。

破産申立書の債務者の住所欄には、前住所を記載し、管轄、破産・免責要件を疎明する資料については、現住所及び現住所を推認させる情報にマスキング処理を施した写しを提出した。

担当裁判官はこの秘匿上申のうち、現住所及び電話番号を秘匿情報と認め、現住所を推認させる情報については、不相当として認めないこととして進行的した。

秘匿が認められた事件については、申立人は裁判所に提出する破産申立書や陳述書に秘匿情報を記載しないこと、破産・免責要件の疎明書類の秘匿情報部分をマスキングした写しを提出することを求められるほか、裁判所側もその意思に反して秘匿情報を外部に漏えいしないように細心の注意を払って事務処理をする必要がある。管財人におかれても、管財業務の過程で秘匿情報を外部に漏えいすることのないように格段の配慮をお願いするものである。

秘匿事案については、担当書記官が管財人に対し、選任後速やかに、「個人情報の秘匿について」と題する書面を交付する。その書面の添付書類に「秘匿上申書の写し」が添付されている。

その「秘匿上申書の写し」に秘匿を上申した事情、秘匿希望する事項及びその範囲について記載があり、さらに、担当裁判官が相当と認めた秘匿情報の範囲が記載されている。

管財人におかれては、この「秘匿上申書写し」の記載をご覧いただき、秘匿情報及びその範囲を把握していただくことをお願いしたい。

議 長

引き続き、裁判所からマイナンバー制度の概要及び破産管財事件において与える影響などについて説明する。

裁判所

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」いわゆるマイナンバー法が施行されている。

法 12 条は「個人番号関係事務実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。」とされ、破産管財人は、この「個人番号関係事務実施者」に該当すると考えられる。つまり、適切な管理を怠って、マイナンバーが漏えいして損害を与えた場合、その責めを負う可能性がある。

始まったばかりの制度のため、当管内において、まだ問題は生じていないが、ある裁判所において次のような事例があったので紹介する。

- 1 自然人の管財事件で、所有する株式を換価するに際し、証券会社から破産者のマイナンバーカードの提出を求められた。このカードの提出がないと、証券口座の開設ができず、株式の換価をすることはできないと言われたが、価値が低いことなどを勘案し、換価をあきらめ、財団から放棄することとなった。
- 2 自然人の管財事件で、不動産の売却に際し、買主から支払調書の作成のために破産者の個人番号の提供を求められた。検討の結果提供することとしたが、管財人から提供するのではなく、破産者本人に提供させたり、買主から目的外利用をしない旨の誓約書を取り付けるといった安全策を講じることが必要と考えられた。

なお、個人番号を使用する事務処理の必要がなくなった場合は、速やかに個人番号を廃棄しなければならないが、個人番号が記載され

ている書類で法令により保管期間が定められているものは、当然にその期間保管することとなる。この場合、個人番号をマスキング処理して保管することは構わない模様である。

協議員

法人が破産して、法人が事業主として従業員のマイナンバーを管理している場合で、開始決定後、管財人が人件費を支給したり、年末調整をしたり、税に関連する事務が発生したりして、マイナンバーを引き継いで処理する要請が出てくるとき、裁判所の取扱いとしては、マイナンバーは事件記録に入らないということだと思われるので、事件の記録でないものを、管財人が業務として取り扱わなければいけない。ここが難しいところである。全倒ネットでも議論はあったのだが、難し過ぎて統一的な議論がなされず、様子を見るという状態のままである。決めるとうまく運ばないかもしれないし、何も決めないとてんでばらばらになってしまう。倒産法委員会等でよい実例を集積して、統一的なコンセンサスができればよいと思っている。

裁判所

個人情報保護委員会が作成した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」がホームページに掲載されている。アドレスは<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>である。これを必ず参照して、適切な安全管理措置を講じていただきたい。

【協議問題】

1 破産管財業務に関する情報共有等について（裁判所提出）

【出題趣旨】

この1年間に申し立てられた破産管財事件について，有用な情報や苦慮した点の紹介，疑問点に対するアドバイスを頂くなど管財業務のノウハウについての情報共有を図っていただきたく出題した。

【協議問題】

- 2 管財事件における申立代理人及び破産管財人間での情報共有の方法について
(裁判所提出)

【出題趣旨】

当庁においては、管財事件について、申立代理人は申立書等を裁判所に提出するとともに、裁判所を通じて、破産管財人候補者に対し申立書等の副本を交付することとなっている。

ところで、破産手続開始決定後、管財業務の進捗に合わせて破産管財人が提出する財産状況報告書等については、破産管財人が改めて財産目録等を作成していると思われる。

そこで、管財業務の円滑な遂行等のために、申立代理人及び破産管財人間で財産目録等の書式など共有できる情報はないか、また、情報を共有するとした場合、その方法も含めて、申立代理人と破産管財人との連携について協議していただきたく出題した。

【協議問題】

3 破産管財人候補者の育成について（裁判所提出）

【出題趣旨】

当庁においては、毎年、函館弁護士会より破産管財人等選任希望者名簿の交付を受け、新規に名簿登載された破産管財人候補者を対象とした導入研修を行い、60期以降の弁護士について、個人の廃止事案、同配当事案、法人廃止事案、同配当事案と段階を経る形で、破産管財人としての経験を積んでいただいております。破産管財人候補者の育成は、一定の成果が上がっているものと認識しています。

一方、大型事件や複雑・困難事件は少ないものの、こうした事件につき適切に管財業務を遂行できる経験豊富な破産管財人候補者は、不足している状況である。また、近年の管財事件の新受件数の減少や廃止事案が多数を占める現状では、事件処理を通じた破産管財人候補者の育成に限界が生じている。

これらのことから、当庁においては、大型事件や複雑・困難な事件に対応することのできる破産管財人候補者の育成が近々の課題となってくることが予想され、経験豊富な破産管財人候補者のノウハウを次世代の若手破産管財人候補者に伝授していただく方策を含め、破産管財人候補者の育成についての御希望や御意見を頂きたく出題した。

【協議問題】

- 4 生活保護受給者に関する債務総額が少額である場合の自己破産について（弁護士会提出）

【出題趣旨】

破産申立てをしようとする者が生活保護受給者である場合、債務総額（10万円程度）が少ない場合も散見されるが、受給者がケースワーカーに借金の相談をすると、保護費から支払ってはならないと指導されるようである。しかしながら、このようなケースについて破産申立てをすると、裁判所から、破産法15条1項の支払不能の要件を満たさないとして、破産申立てを取り下げるよう指示されるケースがあると報告を受けている。

しかし、自己破産を希望する者としては支払いもできず、自己破産もできないという状況に陥り、何らの解決も図ることができなくなる。さらには、債権者に債務名義を取得された場合、生活保護受給権そのものは差押えをすることができないのに対し、保護費が預金口座に振り込まれた場合は、預金債権の差押えが可能であり、保護費が振り込まれたタイミングで差し押さえられてしまうと、生活ができない状況に陥ることとなる。

そこで、かかる場合において、裁判所は支払不能の要件をどのように考えているのか意見交換したい。

【協議問題】

5 破産手続における個人情報の適切な管理について（裁判所提出）

- (1) 申立代理人又は破産管財人の立場において、実際に苦慮した事例又は工夫例、注意事項などについて
- (2) 破産管財人の立場において、個人情報を含む手続関係資料について、事件終了後の保管及び廃棄などについて

【出題趣旨】

近時の国民の個人情報に対する権利意識の高まりにより、個人情報の適切な管理は大きな社会問題となっており、破産事件を処理する上で、個人情報を適切に管理することが必須である。また、昨年、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、破産管財人において、手続関係者のマイナンバーに接する機会が増えてきているものと思われる。

昨年、一昨年の協議会では、申立人がDV被害者等である事案の住所の取扱いについて説明させていただいたが、申立代理人及び破産管財人の立場で、個人情報の取扱いについて、実際に対応した工夫例などがあれば御紹介していただき、事務処理を行う上での留意点を共有していただきたい。

また、個人情報を含む手続関係資料について、事件終了後、破産関係資料をどのように保管し、どの時期にどのような方法で廃棄しているか（すべきか）についても意見交換していただきたく出題した。

【協議問題】

6 小規模個人再生事件等における清算価値の定め方について（裁判所提出）

【出題趣旨】

小規模個人再生事件等の申立てに際しては、再生計画が清算価値保障原則（民事再生法174条2項4号）に反しないかどうかを判断するために、清算価値算出シートを作成していただいている。

清算価値保障原則は、再生計画による弁済総額が、再生債務者が破産した場合の予想配当額を下回らないよう、債権者を保護する趣旨であることに加え、再生債務者が最低限負担すべき債務の範囲について定めたものであるといえ、当庁の取扱いとしては、預貯金、積立金等、退職金債権（見込み額の8分の1）及び保険解約返戻金については、清算価値に計上することとしている。

一方、破産手続については、平成25年3月6日付け「自由財産の範囲の拡張の取扱いについて」において、前述の各財産については、総額99万円の範囲内で自由財産の範囲の拡張が認められていることから、申立代理人より、小規模個人再生手続においても、これを清算価値に含めないことができるとの意見が出される事案があった。

そこで、清算価値保障原則の対象となる清算価値の範囲をどのように考えるべきか協議していただきたく出題した。

【協議問題】

7 破産管財事件の予納金について（裁判所提出）

【出題趣旨】

当管内では、平成25年10月11日申合せ（平成26年1月20日官報公告費用改訂に伴う一部改正あり）において、自己申立ての破産管財事件の予納金の基準を設け、債務総額5000万円未満の事案については、次のとおりとなっている。

自然人につき、21万3834円ないし50万円

法人につき、21万3197円ないし70万円

自然人、法人ともに最低予納金額は、20万円に官報公告費用を加えた金額として、多くの申立代理人に御協力いただいているが、一部において、官報公告費用を含めて20万円しか予納されない事例も見受けられることから、最低予納金額について再確認し、御協力いただきたく出題した。

(別紙)

旭川地方裁判所

【協議問題】

1 管財事件における破産手続開始決定前の審問について（弁護士会提出）

【出題趣旨】

管財事件における破産手続開始決定前の審問について、日程調整が必要であるため、破産手続開始決定までに日数を要するという点が存する反面、関係者が集まった上で面談にて、破産手続開始決定前の時点で問題点を確認し、共有することができるという面も存する。どのような場合に破産手続開始決定前の審問を行っているか、行うべきか、また、審問の際に特に留意すべき点などがあるかについて意見交換したく、出題した。

【協議問題】

2 法テラスへの償還金について（弁護士会提出）

【出題趣旨】

破産申立てにあたり、法テラスの法律援助事業を利用した破産者は、法テラスとの契約上、法テラスに対し立替費用の償還義務を負うこととなるが、この法テラスの償還金債権については破産開始決定前に生じた債権であるので、破産債権となると解される。

しかしながら、この償還金債権については、債権者一覧表に記載する代理人もいれば記載しない代理人もあり、取り扱いは必ずしも統一されていない。また、破産開始決定後も法テラスにより破産者の預金口座等から自動引き落としにより支払いを強制されているのが現状である。また、免責決定後も償還金の自動引き落としは継続する。

法テラスの償還金について、性質上は破産債権であると思われるにも関わらず、このような取り扱いがなされている法的根拠について確認しておきたい。

仮に、破産債権ではなく、財団債権の一種であると解される場合には、財団が

形成された場合には、優先的に弁済をする必要もあり、管財事件における取り扱いも変更を余儀なくされるので出題した。

【協議問題】

3 破産事件において事業継続を選択する事案について（裁判所提出）

【出題趣旨】

破産手続では破産者の事業は廃止されるのが原則であるが、事業を継続することに特別の利益のある場合、破産管財人は裁判所の許可を得て事業を継続することができる（法36）。どのような事案の場合に事業継続の選択を行うべきか、意見交換したく、出題した。

平成29年1月12日（木）

管財人等協議会協議結果要旨

釧路地方裁判所

【協議問題 1】

破産管財人の換価処分（債権関係）について

1 未収金の回収について

短期消滅時効との兼ね合いも考えながら、かつ、訴訟に耐えうるだけの証拠があるのかどうか等検討しながら迅速かつ適切に債権回収を図るべきであるが、その際の注意点、工夫点等。特に少額・多数の未収金がある場合等

2 未収金の処分について

(1) サービサーに売却することの有用性及びその際の注意点

回収困難な債権や長期分割払いの債権については、債権管理回収業に関する特別措置法による法務大臣の許可を受けた債権回収会社（いわゆる「サービサー」）に売却することも有用な換価処分であると思われるが、どのような段階で売却するのが相当なのか、また、その際の注意点等

(2) 破産財団からの放棄

換価困難な場合、最終的には破産財団から放棄することになるが、同財団から放棄するに当たっての注意点

（出題趣旨）

破産財団に属する財産を換価することは破産管財人の重要な業務であるが、費用対効果を考慮し、同財団から放棄せざるを得ない場合もある。これまでの破産管財人協議会の中でも破産管財人の換価業務をテーマとする諸問題が多かったと思われるが、それは主に、動産類・不動産類を中心にしたものであったと思われる。今回は、「債権」をテーマにして、債権を対象とする換価処分を巡り、意見交換し、実際に経験した事例等を共有することが管財実務に資するのではないかと思います、出題した次第である。

（管財人）

《協議結果》

管財人候補者

- 申立会社の保有している資料をどこまで当てにしてよいかという問題がある。また、法的手続を行うにしても、訴訟に耐えうる資料が存在するか、相手に資力があるかが問題である。
- 未収金の回収相手が一般消費者の場合、実際に支払を行っている者が存在することを考慮すると、相手方から応答がないことを理由に安易に破産財団から放棄することには不公平感を感じる。
- 現在、サービサー各社による債権の評価能力には大きな差はなく、買取額は、概ね債権額の1ないし5パーセントで推移している。
- 回収先の法人と分割弁済の合意をした債権について、サービサーに債権額の50パーセントで買い取りをしてもらったケースがある。

裁判所

- 破産管財人が、未収金等の債権の存在を的確に把握し、その回収を迅速かつ確実に行うことは、破産財団の増殖のために非常に重要であり、状況に応じ、法的手続も検討することが考えられる。
- サービサーへの債権売却は、破産管財人が自ら回収に当たる場合に比して、売却コストを考慮しても破産財団がより多く増殖する可能性がある場合には売却を検討すべきことになり、債務者との和解の可能性、事件の長期化、破産債権者の意向など様々な判断要素がある中で考えていくことになる。
- 破産財団を構成する債権について、安易に破産財団から放棄することが許されないのは当然であるが、回収可能性に乏しい債権については、必要な調査を行った上で破産財団から放棄し、早期に破産手続を終局させることが求められる。

【協議問題2】

破産管財事件の破産予納金の最低額を原則20万円及び官報公告掲載料相当額とすることについて

(出題趣旨)

当該事件の破産予納金の最低額は、現在、釧路地裁の北見支部及び網走支部を除く各庁において原則20万円とする運用を行っている。当該予納金については、その後の手続上、必要となる官報公告掲載料相当額を控除し、その残額を破産財団への組入れを行っている。

現状を見ると、官報公告掲載料は消費税増税時に改定され、その際に当該予納金についての検討が行われなかったため、当該組入額を減少させる状況となり、現在もその状況が続いている。

そこで、破産財団組入額の最低額について原則20万円を確保することとし、その額に官報公告掲載料相当額を加算した額を当該予納金の最低額とする運用に改めたいと考え、出題した。

(裁判所)

《協議結果》

管財人候補者

- 法テラス本部から、20万円に官報費用掲載料相当額を加えた合計額について、立替えが可能である旨回答を得ている。ただし、法テラスの法律扶助を利用すれば、法テラスが必ず予納金を立て替えるものではなく、生活保護受給者を対象として代理援助があった場合に、法テラスが予納金を立て替える制度である。
- 第三者予納金の対象となるのは、管財人費用の20万円だけである。それ以外の官報公告費用等については、実費として支給しているものであるため、回収までは求めている。

裁判所

- 平成29年1月13日以降の破産申立てについて、釧路地裁管内統一して、破産予納金の最低額を20万円に官報公告掲載料相当額を加えた金額とする。

【協議問題 3】

倒産事件における秘匿情報及び個人情報の適切な管理について

- 1 秘匿情報を含む倒産事件について、①申立時、②係属中、③終局後の各時点における注意点、工夫例について
- 2 個人情報（特にマイナンバー）の管理について

（出題趣旨）

- 1 DVの被害者等が破産・再生手続を利用した場合、現住所が債権者に通知されたり、官報に掲載されることにより、加害者に居所が知られ、申立人の名誉や社会生活の平穏が著しく害されたり、身体や財産への危害が加えられたりするおそれが生じる場合、裁判所では当事者等からの申出に基づき、秘匿すべきであると判断した情報（以下「秘匿情報」という。）を適切に管理し、必要な措置を講じなければならないが、そのためには申立人代理人及び破産管財人等が秘匿情報の存在に留意し、裁判所との連携を含め、当該情報の適正な管理のため御協力いただくことが不可欠である。

そこで、倒産事件における秘匿情報の流出の防止策について、倒産手続を①申立時、②係属中、③終局後の3つに分けて、実際の事例や工夫例などをご紹介します。事務処理を行う上での留意点を共有させていただきたい。

- 2 平成28年1月から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行された。倒産事件は、多くの疎明資料が必要となることから、他の裁判手続に比べても個人番号（マイナンバー）が記載された書面を取り扱う機会が多いものと思われる。よって、申立人代理人及び破産管財人等がマイナンバーの存在に留意し、マイナンバーの記載された書面が不必要に裁判所に提出されないようマイナンバーの管理で注意されている点について意見交換させていただきたい。

（裁判所）

《協議結果》

裁判所

- 倒産手続の①申立時、②係属時及び③終局時における留意事項等は、以下のとおりである。

① 申立時

- (1) 裁判所に秘匿情報が記載された書面が、裁判所に提出、受理されてしまうと、秘匿情報が外部に漏れてしまうことになる。それを未然に防ぐには、申立書一式に秘匿情報及び秘匿情報を類推させる情報を一切記載しないことが最も重要であり、申立前の代理人から裁判所に対する事前連絡が不可欠であることから、代理人において事前連絡メモを作成し、時間に余裕をもって裁判所に提出されたい。

- (2) 仮に現住所について、秘匿の申出が予定される場合の事前の調整事項は以下のとおりである。

ア 申立書、委任状及び官報に掲載する住所の記載をどのようにするか。

現住所と住民票上の住所が異なる場合は住民票上の住所を、一致する場合には、住民票上の前住所を記載することが考えられる。ただし、前住所から現住所をたどられる可能性がある場合には、実家や代理人事務所とすることも検討すべきである。

イ 添付書類等に記載されている情報から、現住所が一定程度推測される場合、マスキング処理をどこまで施すか。

実際にマスキング処理を施したケースとしては、課税証明書及び生活保護費支給通知の市町村名、電気料金の領収証に記載されているお客様番号、金融機関の支店名などがある。

- (3) 秘匿情報が含まれることが想定される書面としては、戸籍謄本、住民票、賃貸借契約書、債権届出書、車検証、保険証書、課税証明書、源泉徴収票、生活保護受給証明書、診断書などが考えられる。

なお、裁判所は原則、代理人の申出によって初めて秘匿措置の手続を進めることになり、裁判所が、受付前に申立書一式全てをチェックすることはできないため、代理人において十分に検討願いたい。

- (4) 住民票等に記載される情報が管轄の認定に必要な場合の取扱いについては、住所等を秘匿情報とする場合、裁判所に提出される住民票にもマスキングが施されることとなるが、書類上、管轄裁判所が判明しない場合が考えられる。その場合、申立人の審尋期日を設け、住民票の原本を持参していただき、裁判官が当該裁判所に管轄があることを確認した旨、審尋調書に記載することになるので、ご協力願いたい。

② 係属時

- (1) 開始決定後に、債権者（を称する者）からの問合せが考えられる。開始決定通知には現住所が記載されていないため、債権者が把握している住所との照合を求められる可能性があるが、裁判所では、秘匿情報を基本的に取り扱わないことを前提としているため、そもそも回答ができない。代理人及び破産管財人の事務所に問合せがあった場合、弁護士が直接対応するなどし、秘匿情報が不必要に流出することがないように留意していただきたい。
- (2) 破産管財人から裁判所に提出される書類、例えば各種許可申請や財産状況報告書等の債権者集会資料等に誤って秘匿情報を記載しないよう、十分に注意をされたい。また、代理人や破産管財人から債権者に各種通知書等を直接送付する際にも、秘匿情報が流出することがないように留意していただきたい。

③ 終局時

- (1) 申立人代理人、破産管財人のどちらの立場でも、取り扱った事件の事件記録・資料等を保存されていることと思うが、秘匿事案については管理方法を十分検討していただきたい。

(2) 申立人に対しては、事件終局後も加害者の不穏な動きをキャッチした場合には、すぐに代理人に連絡するよう伝え、そのような連絡を受けたら裁判所に情報提供されたい。

○ 秘匿情報を有する破産申立ての際には、申立前に、申立代理人から裁判所に対し、事前連絡メモを提出し、その後、申立代理人と裁判所間で打合せを行う管内統一の運用を開始する。

○ 個人情報（特にマイナンバー）の管理上の留意点については、以下のとおりである。

(1) 裁判所に提出される書類については、提出前に必ず確認をし、マイナンバーが記載されたまま提出されることのないようにされたい。また、マイナンバーが含まれている場合は、必ずマスキングを施し、コピーを提出するようにしていただきたい。

(2) 個人再生委員や清算人等の報酬の請求に当たっては、所得税法上の処理として事務局会計課にマイナンバーを記載した書類等を提出する必要があるが、事件担当の書記官はマイナンバーのある書類を取り扱うことができないので、必ず事務局会計課の事務担当者に提出していただきたい。

【協議問題 4】

破産同時廃止事件及び小規模個人再生事件における申立ての在り方について

(出題趣旨)

破産同時廃止事件及び小規模個人再生事件においては、裁判所から申立代理人に対して補正を求めることが多い状況にあることから、手続開始に至るまでの期間がやや長期化しているという傾向がある。

破産同時廃止事件及び小規模個人再生事件の申立てにおいて、裁判所から申立代理人へ補正を求めたものでとりわけ多い事項は別紙 1 及び別紙 2 のとおりであり、債務者からの事情聴取や債権債務等の調査が不十分であったり、疎明資料の提出が

ないケースも見受けられる。

他方、申立代理人からすると、申立書の審査方法、追完書類及び補正事項等の中には、補正が不必要であるとの印象を持たれるケースもあるのではないかとと思われる。

そこで、申立代理人及び裁判所の間で破産同時廃止事件及び小規模個人再生事件を適切かつ迅速に処理するために、申立てに必要な調査の在り方等について協議することが有益と考え、出題した。

(別紙 1)

破産同時廃止事件における補正の多い事項

1 債権者一覧表

(1) 債権者の通知先住所

債権回収業者等が代位弁済を行っている場合等に通知をすべき住所の記載がない。

(2) 原債権者に関する情報

債権譲渡、代位弁済等がされた場合に備考欄に原債権者名、債権譲渡日、代位弁済日等の記載がない。

(3) 債権の現在額

債権調査中の段階で申立てがされ、また、引直し計算がされている場合に計算書が提出されていない。

(4) 債権に関する資料

当該資料の提出がないことや債権調査票等の作成日が1年以上前のものが提出されることがある。

2 滞納公租公課一覧表

(1) 滞納公租公課に関する資料

疎明資料の提出がないことや滞納公租公課一覧表と当該資料の記載額が異っている。

3 資産目録

(1) 所有預金口座

ア 債権者からの相殺通知書，ローン申込書等の疎明資料の提出がない。

イ 1回当たり10万円以上等の比較的大きい額の預入・引出・送金等についての説明が不十分である。

(2) 保険の解約返戻金

各保険の解約返戻金に関する資料の提出がない。

4 家計表

(1) 高額支出項目

携帯電話代，交際等で高額な支出がされている場合に内訳の分かる利用明細書の提出，事情・理由の説明が不十分である。

(2) 支出額の正確性

「食費：〇〇，〇〇〇円（〇万円）」，「ガソリン代：〇，〇〇〇円（〇千円）」等と千円単位や万円単位での表記では，家計表の記載が現実の支出額と異なることが予想される支出額になっている。

(3) 同居者の収入等

申立人と生計を同一にしている同居者に関する収入等が家計表に含まれていない。

5 調査報告書

(1) 正確で明瞭な記載

調査報告書が必ずしも時系列に沿った記載，主語が判然としない記載等，「5W1H」を意識し，時系列に沿った記載になっていない。

6 その他

(1) 債権回収可能性

申立人に債権者が存在するときに、当該債権の回収可能性により管財事件か同時廃止事件か事件処理を判断する材料となる重要項目であるが、同時廃止事件申立ての場合に、当該回収の不可能又は困難である旨を裏付ける報告書・疎明資料の提出がない。

(2) 否認対象行為及び免責不許可事由の調査

当該調査については、否認対象行為及び免責不許可事由の有無のみが記載され、事情・理由等の具体的説明がない。

(別紙 2)

小規模個人再生事件における補正の多い事項

1 申立書関係

小規模個人再生の要件を欠く場合における通常再生手続の開始を求める意思の有無

債務者自身が通常再生手続の開始を求める意思を有しているかの確認が不十分なままチェックを入れている例がある。

2 陳述書関係

(1) 給与明細書（3 か月分）

ア 申立日を起算日とする直近 3 か月分の給与明細書の提出がない。

イ 給与明細書の控除欄に「積立金」、「保険掛金」、「共済掛金」等の名目で控除があるのに財産目録に記載がない。

(2) 源泉徴収票（2 年分）

「生命保険」、「損害保険」の控除があるのに財産目録に記載がない。

(3) 同居人の収入を疎明する資料

同居人の収入額が申立人の履行可能性に影響を及ぼす場合であっても、同居人の協力を得られないとして、同居人の給与明細書、源泉徴収票、所得課

税証明書等の提出がない。

(4) 住居の状況を疎明する書面

親族所有の家屋に居住している場合でも不動産登記簿謄本（写し）の提出がない。

(5) 家計収支表

ア 個人再生事件においては、履行可能性の確認が極めて重要であることから、家計収支表にはできる限り正確な記載を求めているが、正確に記載されていない。

イ 光熱費（電気料金、ガス料金、水道料金等）が預貯金口座から引き落とされていない場合に請求書、納付書、領収書等の提出がない。

ウ 携帯電話料金が高額のとくに、通話・通信料以外のものが含まれていないかを確認するための請求明細書等の提出がない。

(6) 滞納公租公課

ア 公租公課等に滞納があるときは、公租公課庁との間でその支払方法について事前に協議して、結果を明らかにしていない。

イ 租税官署等からの請求について、請求の公租公課該当性の有無を確認していない。

(7) 履行可能性

弁済期間につき3年間を超えるときは、特別の事情について、3年間を超える弁済期間を定めなければならない必要性及び当該期間としても、再生計画遂行の見込みに影響せず、許容性がある旨の記載が十分でない。

3 財産目録関係

(1) 預貯金

ア 通帳の記帳日が申立前2週間以上のものを提出している。

イ 定期預金、積立預金、貯蓄預金部分の提出がない。

ウ 一括記帳された部分の取引明細書の提出がない。

エ 預貯金通帳に金融機関、保険会社名の引落としがあるときに、財産目録に記載がない。また、口座解約したときに通帳にその旨の記載がない。

(2) 保険

ア 預貯金口座からの引落としの保険や、家計収支表に計上されている保険について申立人が契約者以外の者である場合の保険証券等の提出がない。

イ 長期の住宅ローンを組んでいるときには、解約返戻金のある火災保険・地震保険に加入している例が多いが、当該契約書写しの提出がない。

(3) 退職金

債務者が確定型拠出年金に加入していても、他に国民年金・厚生年金部分を確認する必要があるが、退職金支給規程又は申立代理人作成の説明書の提出がない。

(4) 不動産

共同担保が設定されている場合に共同担保目録付きの不動産登記簿謄本の提出がない。

(5) 自動車

登録後 7 年を経ない国産自動車及び外国産自動車（登録年数は問わない）について、ディーラー、買い取り業者の査定書や見積書の提出がない。

(裁判所)

《協議結果》

管財人候補者

- 家計の状況について、同時廃止事案で 1 円単位の記載を求めるのは行き過ぎた運用である。裁判所でも集団免責を取りやめるなど、省力化の風潮が見られる中、労力と効果というものを良く考えて、どこまで記載を求めるのか検討してもらいたい。
- 携帯電話料金の中に、機種代金が含まれている場合、特に債権者一覧表には掲載していないケースが多いと思われるが、どのように扱うべきか。

- 自動車の評価にあたり、国産と外国産で登録年数に差異を設ける合理性が良く分らない。

裁判所

- 1 円単位の正確な家計表の作成ができている申立人もおり、破産・再生手続の本来の法的趣旨を考えた場合に、よりあるべき姿に近いのではないか。家計表を1万円単位の数字で提出をされても、破産要件や免責不許可事由の有無の判断資料として雑すぎるとの印象は禁じ得ない。
- 別紙に抵触する場合に悉く補正をお願いしているわけではなく、特に開始決定上、必要と考えた場合に個別に補正をお願いしているのが現状である。申立人に家計表の作成を指示される場合には、できる限り正確なものを作成するようお願いしていただきたい。
- 携帯電話会社を債権者一覧表に掲載することによって、申立人が携帯電話を持てなくなる事態が生じる等、影響があまりにも大きいと思われる。
- 外国産自動車に乗っていることへの社会的なステータスを反映したものと思われるが、いずれ、基準が変わる可能性はある。

以 上